

様式第1号(第5条関係)

月形町民間賃貸住宅等建設及びリフォーム補助金交付申請書			
令和5年 4月 20日			
月形町長 様	申請者	住所 氏名 (電話)	月形町1219番地 月形 太郎 0126-53-2321 )
月形町民間賃貸住宅等建設及びリフォーム補助要綱第5条の規定により補助金の交付を受けたいので次のとおり申請します。			
住宅の名称	〇〇アパート		
住宅の所在地	月形町〇〇番地		
延床・敷地面積	延床面積	200 m <sup>2</sup>	敷地面積 800 m <sup>2</sup>
敷地の所有	自己所有・借地 ※借地の場合 借地期間(平成元年 1月1日～令和10年 12月31日) 土地所有者 氏名 樺戸太郎 住所 月形町市北		
住宅の構造	軽量鉄骨造		
住宅の階数・戸数	2階建て 4戸		
住戸タイプ(LDK)別の戸数、専用床面積、家賃予定額	1LDK 4戸 48 m <sup>2</sup> 40,000円		
工事施工者	住所	月形町〇〇番地	
	氏名	〇〇建設㈱	電話 0126-53-0000
工事予定月日	着手日	令和5年 5月 1日	完了日 令和5年 12月 15日
工事費用	55,000,000円(契約額若しくは見積額)		
税金及び使用料の収納状況に係る確認の同意	私は、補助金の交付を受けるため、町税及び使用料の収納状況を町が確認することについて同意します。  署名 月形 太郎		
【添付書類】			
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建物及び駐車場の配置図(縮尺 300分の1以上)</li> <li>2 建物付近見取図(縮尺任意)</li> <li>3 建物の平面図及び立面図(縮尺 100分の1以上)</li> <li>4 建物の全体及び各戸の床面積求積図(各戸の専用部分の面積が分かるもの)</li> <li>5 請負契約書及び工事見積書の写し</li> <li>6 法人の場合にあっては、直近の決算書類、定款及び商業登記簿謄本</li> <li>7 月形町民間賃貸住宅等建設及びリフォーム補助要綱第3条第2号に規定する公租公課の納付証明書</li> <li>8 建築基準法第6条第1項の規定に該当する建物にあっては、確認申請書の写し</li> <li>9 リフォーム補助にあっては、以下の書類 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 建物に関する登記事項証明書、固定資産税の評価証明書(対象建築物の名義人が複数の場合は、共有者氏名が記載されたもの)、売買契約書の写し等所有者を明らかにする書類</li> <li>(2) 第5号から第7号までに掲げるもの</li> <li>(3) 工事計画図(リフォーム工事の内容がわかるもの)</li> <li>(4) 現況の写真</li> </ol> </li> </ol>			

**【申請者】**  
建物の所有者又は建設する方となります。所有者又は建設する方の住所、氏名、日中連絡できる電話番号を記載してください。  
※本人確認のできる書類があれば押印は不要です。

**【住宅の名称】**  
賃貸住宅等の名称を記載してください。  
※建設工事であって名称が決まっていない場合は「(仮称) 〇〇アパート」等と記載してください。

**【敷地の所有】**  
工事を行う住宅の敷地が「借地」の場合は、敷地の所有者の住所、氏名、借用期間を記載してください。  
※「借地」の場合、敷地所有者の了承を得た上で工事を発注してください。

**【住戸のタイプ(LDK)別の戸数、専用床面積、家賃予定額】**  
リフォームの場合であってもリフォーム後の住戸のタイプ(LDK)別の戸数、専用床面積、家賃予定額を記載してください。

建物を建設又はリフォームする場合は、次の申請等の提出が必要となります。

◎確認申請  
要件に該当する建物【要件：建築基準法第6条参照】を建設しようとする場合は、事前に「建築確認申請書」の提出が必要となります。  
また、建設を行う場合は、一定の規模によって「建設工事に係る資材の再資源化に関する法」に基づく届出が必要となります。(工事着工の7日前までに届出)

◎建築工事届  
建物を建築しようとする場合には「建築工事届」を工事着工前に提出する必要があります。

◎アスベスト(石綿)含有事前調査  
リフォームする場合は、事前にアスベスト(石綿)が建物に含有されているか調査する必要がありますので、施工業者へご確認ください。